

# 下水道管路施設保全立会業務他 委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

1 委託業務に係る委託料（前金払又は概算払により支払うものは、その旨及び支払う時期）	XXX XXX XXX 円（うち消費税及び地方消費税相当額 X, XXX, XXX 円） （内訳） 業務開始日（令和4年4月1日）以降、四半期ごとにX XXX XXX 円（うち消費税及び地方消費税相当額XX, XXX 円）を前払いにより支払う。
2 契約保証金（第3条関係）	契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の3 ※甲が必要ないと認めたときは免除する
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を有償で提供する場合、その金額（第18条第3項、第5項関係）	
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	
6 別紙委託契約約款に付加する条項の内容	<p>（企画提案書の提案内容の不履行に対する処置）</p> <p>第43条 乙の実績報告等または甲の実施する履行状況の確認その他により、企画提案書で提案された内容の不履行が判明した場合には、甲は速やかにその旨を乙に通知するとともに、乙は委託業務の改善等を行わなければならない。</p> <p>2 前項の改善等を行う場合には、乙は方法及び期間等を示した業務改善計画書を甲に速やかに提出し、甲の確認を受けたうえで実施しなければならない。</p> <p>（費用の負担）</p> <p>第44条 前条の委託業務の改善等に要する費用は、全て乙が負担するものとする。</p> <p>（甲の解除権）</p> <p>第45条 本約款第26条第1項につき、第1号を以下の第1号に読み替えた上で、以下の第12号以下の各号の規定を</p>

	<p>追加する。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。</p> <p>(12) 乙が本契約の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。</p> <p>(13) 乙が地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当することとなったとき。</p> <p>(14) 仕様書等に基づく業務遂行状況の確認結果その他本契約の履行状況等に基づき、委託業務について本契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合において、甲が本契約の解除が相当と認めるとき。</p>
7 担保期間（第13条）	

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長

印

乙